

(株)ロジ 実務者研修学則(通信課程)

(研修の名称及び目的)

第1 条

研修の名称は、『株式会社ロジ 介護福祉士実務者研修 通信課程』とし、介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

(事業者および養成施設の名称・位置)

第2 条

事業者の名称・所在地	株式会社ロジ 長崎県長崎市赤迫2丁目4番10号
養成施設の名称・位置	介護の人材育成センター ロジ 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷695番地6 あいビル3階

(修業年限)

第3 条

修業年限について、無資格者は6 ヶ月、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1 級課程、訪問介護員2 級課程、初任者研修の修了者は1ヶ月以上とする。(修業年限で全科目を受講できなかった場合は、在籍期間を最高1年延長して学習することができる。)

(定員及び学級数)

第4 条

学級の定員は、15名以下とする。1 年間の学級数は、2学級とする。

(養成課程)

第5 条

実務者研修(通信課程)とする。

(カリキュラムと履修方法)

第6 条

研修のカリキュラム及びその履修方法、履修認定科目は学則別表のとおりとする。

(学年)

第7 条

学年は 6 ヶ月毎とする。

(休業日)

第8 条

次にあげる日には、授業は行わない。

- (1) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと、当法人が認める日。
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日)。

(入学時期)

第9 条

入学の時期は、学級の開講日とする。(5月・7月)

(入所資格)

第10 条

入所資格は、次のとおりとする。

(1)50 時間コース

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

(2)95 時間コース

訪問介護員養成研修1 級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

(3)320 時間コース

訪問介護員養成研修2 級課程または、初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

(4)420・450 時間コース

介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1 級課程、訪問介護員2 級課程、初任者研修のいずれも修了していない者、または、修了していることを証明する書類を研修申し込み時に当法人に提出していない者。

- (5)通信養成の実施地域は長崎県全域とし、受講対象者は長崎県在住、在勤で通学が可能な者とする。

(入所者の選考)

第11 条

受講生の選抜方法は、以下のとおりとする。

当法人指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込んだ者。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

(受講手続き)

第12 条

受講手続きは以下の通りとする。

- (1) 当法人は、書類審査の上受講の決定を行い、受講決定通知書を受講生あてに通知する。
- (2) 受講決定通知書を受け取った受講生は、第17条の受講料を納入する。
- (3) 当法人は、受講料の納入を確認した後に教材を郵送する。
- (4) 支払方法は一括納入のみとする。

(退学)

第13 条

- (1) 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。
- (2) 第22条の規定に反する者は受講を取り消すことができる。

(休学)

第14 条

受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることができない場合は、休学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(復学)

第15 条

休学していた学生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするとき、復学願いを提出し、当法人の許可を得なければならない。

(課程修了の認定)

第16 条

修了試験(筆記・実技)を受け、その合格をもって研修修了となる。

修了試験を受けるためには、以下の判定基準を満たすことが必要となる。

自宅においてテキストを使用して学習し、科目ごとの課題を提出。

課題の合格は、ABCD の4 段階で判定し、A→90 点以上、B→80 点以上、C→70 点以上、D→70 点未満。D評価は不合格とし、課題再提出となる。再提出の場合は、添削カ所を訂正し、指定の提出期限までに再提出を行う。再提出は、C判定以上の判定が出るまで繰り返す。

医療的ケア(演習)は、演習のすべてに参加すること、演習において一定の基準に達すること。

介護過程Ⅲは、必要時間数の3分の2以上に出席すること。

修了試験の合格基準は、筆記試験で70点以上をとること、実技の評価で合格すること(不合格の場合は、追試を行い合格しなければならない。)

(受講料)

第17条

受講料は以下のとおりとする。(すべて税込、テキスト代込)

50 時間コース(介護職員基礎研修 修了者)

受講料 35,000 円

95 時間コース(訪問介護員研修1級 修了者)

受講料 65,000 円

320 時間コース(初任者研修または訪問介護員研修2級 修了者)

受講料 100,000 円

420 時間コース・450 時間コース(訪問介護員研修3級・無資格者)

受講料 150,000 円

*退学、休学した者にかかる既納の受講料については、返金できないものとする。

*受講料は特別に値引きをする場合がある。

(欠席の取り扱い)

第18条

遅刻、早退は欠席扱いとする。ただし、やむを得ず欠席をした場合、在籍期間において再履修を受けることができるものとする。「やむを得ず」とは次の事由をいう。

- (1) 病気・怪我など(証明できる書類の提出を求めます)
- (2) 天災地変、台風
- (3) 交通機関の事故・ストライキ
- (4) その他真にやむを得ない事情

(使用教材)

第19条

介護福祉士 実務者研修テキスト 全5巻 (中央法規発行)

第1巻 人間と社会 (人間の尊厳と自立、社会の理解Ⅰ・Ⅱ)

第2巻 介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術 (介護の基本Ⅰ・Ⅱ、
コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ・Ⅱ)

第3巻 介護過程 (介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)

第4巻 ころとからだのしくみ (発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ、認知症の理解Ⅰ・Ⅱ
障害の理解Ⅰ・Ⅱ、ころとからだのしくみⅠ・Ⅱ)

第5巻 医療的ケア（医療的ケア 座学・演習）

（免除科目）

第20 条

社援基発1104第1 号『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づき、免除科目は別表2のとおりとする。

（表彰）

第21 条

当法人は、学業成績が優秀である者または、ほかの受講生の模範となる者を表彰することができる。表彰は表彰状を授与する。

（懲戒）

第22 条

懲戒は次の各号のいずれかに該当した場合は、戒告、退学の措置をとることができる。

- (1) 素行不良で改悛の見込みがないと認められる時。
- (2) 秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のあった場合。
- (3) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる時。
- (4) その他、この学則またはこれに基づく規定に違反した場合。

（教員組織）

第23 条 以下の教員を置く

- (1) 養成施設長
- (2) 教務に関する主任者
- (3) 介護過程Ⅲ担当教員
- (4) 医療的ケア担当教員
- (5) その他の教員

（その他の事項）

第24 条

研修事業の実施にあたり、次の通り必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日の開校式までに本人確認を行う。
本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。
 - ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
 - ② 住民基本台帳カードの提示
 - ③ 健康保険証の提示

- ④ 運転免許証の提示
 - ⑤ パスポートの提示
 - ⑥ 年金手帳の提示
 - ⑦ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示等
- (2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情対応部署:総務・人事部受講生担当窓口 電話095-894-1109
- (3) 研修事業実施により知り得た受講者等の個人情報のみだりに他人にしらせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第25 条

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

第26 条

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 1 年 5 月 1 日 改定

令和 1 年10月 1日 改定

令和 3 年 4 月 1 日 改定

令和 4 年 6 月 1 日 改定